

事務連絡
平成 31 年 4 月 18 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中
介護保険主管部（局）

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局老人保健課

在宅医療に関する普及・啓発リーフレットについて（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、高齢者に対し、今後必要となる可能性のある在宅医療に関する情報を届けるため、在宅医療提供者、学術関係者及び行政を構成員とする全国在宅医療会議の協力のもと、在宅医療に関する普及・啓発リーフレットを作成しました。

各都道府県において広報等に御活用いただくとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。）や関係団体等に対しても、広報等に御活用いただけるよう周知方よろしく申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページ（下記掲載先）より本リーフレットをダウンロードいただけますので、広報を行う各団体等の名称、各地域における資源（具体的な介護サービスの内容等）の情報等を必要に応じて適宜編集の上、用途に合った印刷サイズでご自由に御利用ください。

【ホームページ掲載先】

在宅医療に関する普及・啓発リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061944.html>

照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室

厚生労働省老健局老人保健課

電話：03-5253-1111（内線：2662、2171）

在宅医療を利用できる方（例）

通院が困難。
例えば…

難病などで療養が必要

慢性疾患などでできる限り家で過ごしたい

たんの吸引などが頻繁に必要

医師による在宅医療

訪問診療

計画的・定期的に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

往診

急変の際などに、不定期に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

かかりつけ医等は、ご本人の状態に応じ、適切なサービスを受けられるよう、他の医療従事者等へ指示を行います。

在宅医療で受けられる主なサービス

かかりつけ医等が自宅などでの療養が必要だと判断した時に、以下のサービスを受けられます。

訪問診療	通院が困難な方のご自宅に 医師 が訪問し、診療を行います。
訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導	通院が困難な方のご自宅に 歯科医師・歯科衛生士 が訪問し、歯の治療や入れ歯の調整等を通じて食事を噛んで飲み込めるよう支援を行います。
訪問看護*	看護師等 がご自宅に訪問し、安心感のある生活を営めるよう処置や療養中の世話等を行います。
訪問薬剤管理*	通院が困難な方のご自宅に 薬剤師 が訪問し、薬の飲み方や飲み合わせ等の確認・管理・説明等を行います。
訪問リハビリテーション*	通院が困難な方のご自宅に 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 が訪問し、運動機能や日常生活に必要な動作を行えるように、訓練や家屋の適切な改造の指導等を行います。
訪問栄養食事指導*	管理栄養士 がご自宅に訪問し、病状や食事の状況、栄養状態や生活の習慣に適した食事等の栄養管理の指導を行います。

* 医師の指示のもとで実施

在宅医療をご存じですか？



編集：○○○○○

通院が難しくなったときや、退院後、自宅等※でも医療を受けられます。

困ったときのために、前もって
かかりつけの医師やケアマネジャーと相談し、
色々な選択肢を見つけておきませんか？

☆ 介護サービスの利用についても
今から調べておきましょう！

- 要介護認定の申請場所は◎◎◎◎◎
- ホームヘルパー等が自宅等を訪問し、
食事・入浴の介助や掃除・洗濯の援助等
を通じて、生活を支援する訪問介護
- 一時的に施設に入所するショートステイ

病院
診療所

ケース
1

通院が困難となり、
通院から自宅等※での在宅医療へ

ケース
2

病状が進むなどで入院し、
退院後に自宅等※での在宅医療へ

在宅医療

～ 自宅等※で受ける医療～

※ 例えば、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか
高齢者住宅等のお住まいで、医療を受けることも可能。

在宅医療では

医師の指示のもと

それぞれの専門知識をもつ医療職が連携し
あなたの自宅等※を訪問することで
専門的なサービスを受けられます。

訪問診療

医師

指示

看護師

訪問看護

理学療法士
作業療法士
言語聴覚士

訪問によるリハビリテーション

管理栄養士

訪問栄養食事指導

訪問歯科診療

歯科医師
歯科衛生士

訪問薬剤管理

薬剤師

自宅等※